

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第六十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十八年七月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(一)の(2)中「五百五十一万六千円」を「五百六十一万円」に改め、同表二の1の(三)中「千百三十円」を「千百四十円」に改め、同表三の(三)の(1)の表中「一八、四〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「四一、八〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「五二、九〇〇円」を「五三、二〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三〇、六〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「三九、七〇〇円」に、「五四、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「六四、二〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「八〇、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同表三の(三)の(2)の表中「一二、一〇〇円」を「一二、二〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「一二、七〇〇円」を「一二、八〇〇円」に、「一八、〇〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「二一、四〇〇円」を「二一、五〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、一〇〇円」に改め、同表六の(二)中「五十七万四千円」を「五十八万四千円」に改め、同表九の(三)中「二十一万二百円」を「二十一万三千三百円」に、「十六万八千円」を「十六万八千九百円」に改め、同表十二の(二)中「十三万五千円」を「十三万五千四百円」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。